

安全データシート(SDS)

1. 化学品及び会社情報					
化学品等の名称	カーボンブラック(鉱物系原料)/ファーネスブラック				
製品コード	-				
供給者の会社名	〇〇株式会社				
住所					
電話番号					
ファックス番号					
電子メールアドレス					
緊急連絡電話番号					
推奨用途及び使用上の制限	ゴム補強材、着色材及び導電性付与材				
2. 危険有害性の要約					
GHS 分類					
物理化学的危険性	GHS 分類基準に非該当				
健康に対する有害性	GHS 分類基準に非該当				
環境に対する有害性	GHS 分類基準に非該当				
GHS ラベル要素	GHS 分類基準に非該当				
GHS 分類に該当しないその他の危険有害性	特記なし				
3. 組成及び成分情報					
化学物質・混合物の区別	単一物質				
化学名又は一般名	カーボンブラック(ファーネスブラック)				
濃度又は濃度範囲	90~100wt/% (環境・品種により異なるが、主な残存分は水分・揮発分であり、成分は記載出来ない。)				
分子式(分子量)	C(炭素)乱層黒鉛構造				
CAS 登録番号(CAS RN)	1333-86-4				
官報公示整理番号(化審法)	元素のため対象外		なし(元素のため対象外)		
官報公示整理番号(安衛法)	なし				
化管法指定化学物質の種別	非該当				
分類に寄与する不純物及び安定化添加物	なし				
組成物質名	CAS 登録番号	化管法指定化学物質の種別	化審法官報公示整理番号	安衛法官報公示整理番号	濃度又は濃度範囲
カーボンブラック	1333-86-4	非該当	なし	なし	90~100wt/%
4. 応急措置					
吸入した場合	水でうがいし、口の中をよく洗う。大量の場合は被災者を新鮮な空気中に移す。快癒しない場合は医師の診断を受ける。				
皮膚に付着した場合	石鹸でよく洗い落とす。汚れ落ちが悪い場合はクレンジングクリームを塗り、柔らかい布で拭き取る。快癒しない場合は医師の診断を受ける。				
眼に入った場合	清水で約15分ていねいに洗う。眼のふちに付着した場合はクレンジングクリームを塗り、柔らかい布で拭き取る。快癒しない場合は医師の診断を受ける。				
飲み込んだ場合	水でうがいし、口の中をよく洗う。体内に摂取されたものは自然に排泄される。快癒しない場合は医師の診断を受ける。				
急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状	粉じんを長期間に且つ多量に吸引したとき、呼吸器系への影響を生じる恐れがある。				
応急措置をする者の保護に必要な注意事項	-				
医師に対する特別な注意事項	必要な処置を行うこと。				
5. 火災時の措置					
適切な消火剤	粉末消火剤、泡消火剤、炭酸ガス、窒素ガス、水噴霧				
使ってはならない消火剤	棒状水				
火災時の特有の危険有害性	火災によって一酸化炭素、二酸化炭素などの毒性のガスを発生する。				
特有の消火方法	燃焼速度は極めて遅く、くすぶりながら燃焼する。この為、消火は着火部分を大きく慎重に取り除き、適切に処理した後、炭酸ガス・窒素ガス・泡消火剤などをうい空気を遮断し、霧状水で消火・冷却する。				
消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置	棒状水を着火部分に注水すると火の粉が飛散し、危険である。消火の確認は容易ではないので、着火部分が十分に冷却するまで注水する。消火活動の際は、適切な保護具(手袋、眼鏡、マスク等)を着用すること。特に燃焼ガスには高濃度の一酸化炭素、二酸化炭素が含まれるため、ボンベ式など自給式呼吸器を使用すること(特に室内や容器内での作業)				

6. 漏出時の措置		
<p>人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置</p> <p>環境に対する注意事項</p> <p>封じ込め及び浄化の方法及び機材</p> <p>二次災害の防止策</p>		<p>漏出時の処理を行う際には、適切な保護具(マスク、手袋、保護眼鏡、保護衣等)を着用すること。汚泥化したカーボンブラックは滑りやすいので、漏出物に触れたり、その中を歩いたりしないこと。</p> <p>飛散・流失した製品が河川等外部に排出され、環境への影響が起らないように速やかに回収する。</p> <p>排出された場合、汚染性が強いので、周辺住民に漏洩の生じたことを通知する等の適切な処置を行う。必要に応じて関係機関に通知等の措置を講ずること。</p> <p>防爆構造の集じん装置や掃除機を用いて吸引するか、または霧状水で汚泥化してから回収する方法で処理すること。カーボンブラックを湿潤させるときには、少量の洗剤がアルコールを添加した水を用いるとよい。回収物は「13. 廃棄上の注意」の項の記載に準じて処分する。</p> <p>付近の着火源となるものを速やかに取り除くこと。</p> <p>着火した場合に備え、消火器などを準備すること。</p>
7. 取扱い及び保管上の注意		
<p>取扱い</p> <p>技術的対策 局所排気・全体換気 安全取扱い注意事項</p> <p>保管</p> <p>技術的対策</p> <p>適切な保管条件</p> <p>混触危険物質 容器包装材料</p>		<p>「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の措置を行い、適切な保護具を着用すること。必要に応じて局所排気、全体換気を行うこと。</p> <p>カーボンブラックは飛散し易いので、輸送、貯蔵および使用などの取扱い上の設備は可能な限り密閉構造とすること。やむを得ず開放状態で取り扱う場合には、飛散防止措置を講ずること。</p> <p>作業箇所では防爆構造の局所排気装置を用いること。</p> <p>屋内作業場においては、浮遊粉じん濃度を極力低下させるために全体換気装置を設けることが望ましい。</p> <p>多量に取扱う場所においては、着火源となる火花、アーク等を発する機械および火気を使用してはならない。カーボンブラックは、導電性粉じんなので電気設備の絶縁劣化への対策として、安全増防爆タイプのシール性を重視した電気機器の使用を推奨する。</p> <p>なお、電気計装設備の内部は、正圧とするのが好ましい。</p> <p>粉じん作業を行う場合は、防じんマスク(粒子捕集効率が99.9%以上であり、国家検定に合格したもの)、防じんメガネ、ビニール又はゴム手袋などの保護具を着用する。</p> <p>取扱い後は、十分にうがいをし、手や顔をよく洗うこと。</p> <p>密閉容器内に保管する場合には、容器内の酸素がカーボンブラックに吸収されて酸素濃度が低下することがあるので、その容器内で作業をする場合には酸素濃度を測定し、必要ならば十分な換気をするか、または通気マスク(エアラインマスク)を使用するなどの安全を確保して作業を行わなければならない。</p> <p>火気厳禁</p> <p>直射日光下での保管および硝酸塩等の強酸化性物質との接触は避けること。</p> <p>「10. 安定性及び反応性」を参照。</p> <p>破損の無い包装を使用すること。</p>
8. ばく露防止及び保護措置		
<p>管理濃度</p> <p>厚生労働省</p> <p>濃度基準値</p> <p>厚生労働省</p> <p>許容濃度</p> <p>日本産衛学会(2023)</p> <p>ACGIH(2015)</p> <p>OSHA</p> <p>NIOSH</p> <p>設備対策</p> <p>保護具</p> <p>呼吸用保護具</p> <p>手の保護具</p> <p>眼、顔面の保護具</p> <p>皮膚及び身体の保護具</p>		<p>3.0mg/m³</p> <p>注)労働安全衛生法第65条の2第2項に基づき定められる作業環境評価基準別表に示す数値。カーボンブラックは「土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じん」に該当し、遊離けい酸含有率0%として3.0mg/m³と計算される。管理濃度は作業環境測定の基準として用いられる。</p> <p>八時間濃度基準値 0.3mg/m³ (レスピラブル粒子として)</p> <p>注)労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める濃度の基準。八時間のばく露におけるカーボンブラックの平均の濃度(八時間時間加重平均値)は「八時間濃度基準値」を超えてはならないが、現時点において罰則は定められていない。</p> <p>第2種粉じん</p> <p>吸入性粉じん(7μm以下) 1mg/m³</p> <p>粉じん 4mg/m³</p> <p>TLV-TWA 3.0 mg/m³</p> <p>PEL-TWA 3.5mg/m³</p> <p>REL-TWA 3.5mg/m³</p> <p>必要に応じて取扱い場所の近くに手洗い、洗眼および身体洗浄のための設備を設置する。局所排気または全体換気を行い、管理濃度以下を維持すること。</p> <p>防じんマスク(粒子捕集効率が99.9%以上であり、国家検定に合格したもの)</p> <p>ばく露のリスクに応じて防塵マスクのタイプを選び、適切な装着を行う。</p> <p>ビニール又はゴム製手袋</p> <p>密着性の高い安全ゴーグルサイドシールド付き保護眼鏡</p> <p>保護衣(作業衣)</p>

発がん性	カーボンブラック生産工場での肺癌死亡率の疫学調査が米国、ドイツ、英国のカーボンブラック工場労働者に対して行われ、各機関の発がん性評価で検討された結果、カーボンブラックへのばく露と肺がんの発生率に因果関係は見いだされていない。 動物実験(雌ラット)で有害影響が見られたが、その機構及び作用モードにおいてヒトへの関連性が十分でないため、GHSのルールに則り、判断に用いるデータには含めず、分類できないとした。その他の詳細情報は、カーボンブラック協会発行の「カーボンブラック取扱安全指針」参照
生殖毒性	分類できない
生殖毒性・授乳影響	分類できない
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	データなし
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	カーボンブラックに反復吸入ばく露は肺機能の低下、呼吸器症状の増加を引き起こす可能性がある。欧州において行われたカーボンブラック製造労働者に対する疫学調査では40年間1.0mg/m ³ (8時間TWA)のばく露によりFEV1が48ml減少すると推定されている。 米国において行われた同様の疫学調査では40年間1.0mg/m ³ (8時間TWA)のばく露によるFEV1の減少は同程度の27mlであった。成人男性のFEV1が、年齢差により40年間で約1200ml減少することに対して、ばく露による減少はその約4%に相当し、影響があるということに十分な大きさでないことから、分類できないとした。
誤えん有害性	データなし
その他	情報なし

12. 環境影響情報		
生態毒性	水生環境有害性(短期/急性)	藻類(セネデスムス) 72時間 EC50 > 10000 mg/L ²⁾ 甲類(オオミジンコ) 24時間 EC50 > 5600 mg/L ²⁾ 魚類(ウグイ) 96時間 LC50 > 1000 mg/L ²⁾
	水生環境有害性(長期/慢性)	難水溶性で水溶解度までの濃度で急性毒性が報告されておらず、水中での挙動および生物蓄積性も不明。 ²⁾
残留性・分解性		データなし
生態蓄積性		データなし
土壌中の移動性		データなし
オゾン層への有害性		データなし
他の有害性		データなし

13. 廃棄上の注意		
残余廃棄物		廃棄においては、関連法規制ならびに地方自治体の基準に従うこと。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、または地方公共団体が廃棄物処理を行っている場合はそこに委託して処理すること。 廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上、処理を委託する。
汚染容器及び包装		容器は洗浄してリサイクルするか、関連法規制ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行うこと。 廃棄物として処理を委託する場合、産業廃棄物処理業者に危険性、有害性を十分告知の上、処理を委託する。

14. 輸送上の注意		
国際規制	航空輸送(IATA-DGR)	
	UN/ID 番号 (UN/ID number)	非該当
	国連輸送名 (Proper shipping name)	非該当
	国連分類 (Class)	非該当
	副次危険性 (Subsidiary risk)	非該当
	容器等級 (Packing group)	非該当
	ラベル (Labels)	非該当
	梱包指示(貨物機) (Packing instruction cargo aircraft)	非該当
	梱包指示(旅客機) (Packing instruction passenger aircraft)	非該当
	海上輸送(IMDG-Code)	
	国連番号	非該当
	国連輸送名	非該当
	国連分類	非該当
	副次危険性	非該当
	容器等級	非該当
	ラベル	非該当
	EmS コード	非該当
	海洋汚染物質	非該当
	MARPOL 73/78 附属書 II 及び IBC コードによるばら積み輸送される液体物質	非該当

国内規制 特別の安全対策	国の特定の法規制は、項目 15 を参照する	非該当
15. 適用法令		
労働安全衛生法	粉じん障害防止規則	<p>1) 粉じん作業に該当するもの(第2条第1項)</p> <p>別表第1第8号(炭素原料を動力により破碎、粉碎、またはふるい分ける場所における作業)</p> <p>別表第1第9号(炭素原料を乾燥、袋詰め、積み込み、または積み下ろす場所における作業)</p> <p>表第1第11号(炭素原料を混合し、混入する場所における作業)</p> <p>2) 特定粉じん発生源(第2条第2項)</p> <p>別表第2第8号(屋内の、炭素原料を動力により破碎し、粉碎し、又はふるい分ける箇所)</p> <p>別表第2第9号(屋内の、炭素原料を袋詰めする箇所)</p> <p>別表第2第10号(屋内の、炭素原料を混合し、混入する箇所)</p> <p>3) 特定粉じん作業(第2条第3項)</p> <p>特定粉じん発生源における作業</p> <p>4) 呼吸用保護具を使用すべき作業(第27条第1項)</p> <p>別表第3第8号(炭素原料を乾燥するため乾燥設備の内部へ立ち入る作業、又は屋内において、積み込みもしくは積下ろす作業)</p>
	製造等が禁止される有害物	非該当
	製造の許可を受けるべき有害物	非該当
	健康障害防止指針公表物質	非該当
	変異原性の認められた化学物質(既存化学物質)	非該当
	変異原性の認められた化学物質(新規届出化学物質)	非該当
	名称等を通知すべき危険物及び有害物	化学名 カーボンブラック
	(規則別表第2)	番号 403
	名称等を表示すべき危険物及び有害物	化学名 カーボンブラック
	(規則別表第2)	番号 403
	特定化学物質障害予防規則	非該当
	鉛中毒予防規則	非該当
	四アルキル鉛中毒予防規則	非該当
	有機溶剤中毒予防規則	非該当
	労働安全衛生法施行令 - 別表第一(危険物)	非該当
化学物質排出把握管理促進法(PRRF)		非該当
毒物及び劇物取締法		非該当
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)		非該当
消防法		危険物・指定可燃物に該当しない
大気汚染防止法		カーボンブラックを単に取扱う施設は大防上上の規制はない。
水質汚濁防止法		排水水は、排出基準に適合しなければならない。
海洋汚染防止法		非該当
船舶安全法		危険物として規制されていない
航空法		危険物として規制されていない
危険物船舶運送および貯蔵規則		別表6「可燃性物質類」の「自然発火性物質」には該当しない。
薬事法		厚生省告示(平成12年9月29日第331号)には記載されていない。 しかし、化粧品原料として検討する場合には、告示の趣旨を理解した上で、化粧品製造者の責任において判断する必要がある。 化粧品品質基準(厚生省告示第321号1967年) 化粧品原料基準(厚生省告示第322号1967年)
16. その他の情報		
<p>主な海外のインベントリ、規制情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オーストラリア AICS(オーストラリア既存化学物質リスト) : 既存化学物質として記載(1333-86-4) ・カナダ DSL(カナダ国内物質リスト) : 既存物質として記載(1333-86-4) ・中国 IECSC(中国現有化学物質名録) : 既存化学物質として記載(1333-86-4) ・ヨーロッパ EINECS(欧州商業用既存化学物質リスト) : 既存化学物質として記載(215-609-9) ・韓国 KECL(韓国既存化学物質リスト) : 既存化学物質として記載(KE-04682) ・ニュージーランド NZIoC(ニュージーランド化学物質リスト) : 既存化学物質として記載(1333-86-4) ・フィリピン PICCS(フィリピン化学品・化学物質リスト) : 既存化学物質として記載(1333-86-4) ・シンガポール 環境保護管理法 : 未収載 ・スイス SWISS(物質政令に基づく届け出物質リスト) : 既存化学物質として記載(①333-86-4) ・台湾 CSNN(化学物質提報及申報) : 既存化学物質として記載(1333-86-4) ・タイ 有害物質法(BE2556、2013) : 未収載 ・米国 TSCA(米国有害物質規制法) : 既存物質として記載(1333-86-4) ・California Proposition 65 : 発がん性物質として「carbon black(airborne,unbound particles of respirable size 空気中に飛散する吸入可能なサイズのもの)」が加えられた。(2003) 		

参考文献:

- Globally Harmonized System of classification and labeling of chemicals, (6th ed., 2015), UN
- JIS Z 7253: 2019
- カーボンブラック取扱安全指針(カーボンブラック協会) <https://carbonblack.biz/pdf/guidelines8th.pdf>

引用文献:

- 1) ICSC: International Chemical Safety Cards (国際化学物質安全性カード)
- 2) NITE: GHS 関係省庁連絡会議による分類結果 2015

- 記載内容は、現時点で入手出来る資料や情報に基づいて作成していますが、新しい情報等により、改訂される場合があります。
- 注意事項は、推奨用途及び使用上の制限に記載した内容での取扱いを対象としています。特別な取扱いをする場合には、さらに用途・用法に適した安全対策を実施の上お取り扱い願います。
- 記載データおよび評価に関して、情報を提示するものであり、いかなる保証をなすものではありません。

注意!

この SDS は、ゴム用に供されるファーンブラック及び特殊処理を行わない顔料・導電用ファーンブラックについて総括的に記載したものであり個々のグレードについてのものではありません。

輸入品はこの範疇に含みません。個々のグレードについての情報は、供給メーカーの SDS を参照にしてください。

カーボンブラック安全データシート (SDS) 補足説明

この補足は、カーボンブラックの取り扱いに精通していない方に対して、一般的なカーボンブラックに対する理解を深めて戴くために説明を補足するものである。詳細は、SDS の記載による。尚、特殊なカーボンブラックや輸入品のカーボンブラック等は、製造供給者が発行する SDS を参考にされたい。

1. 安全データシートの書式

安全データシートは、JIS Z7252:2019 に従って 16 項目に分けて記載した。

2 項にある“GHS”とは、Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals の略称で、化学品の危険有害性（ハザード）ごとに分類基準及びラベルや安全データシートの内容を調和させ、世界的に統一されたルールとして提供するものである。

GHS 区分可能な危険有害性がある場合には、有害性の“ある”項目及び“ない”項目も個別に記載する必要があるが、すべて“ない”場合には「GHS 区分可能な有害性なし」として、一纏めに記載することになっている。

2. カーボンブラックについて

カーボンブラックは、炭素で構成される安定な無機製品である。水や油、有機溶剤に不溶である。このように安定した構造のため、自然発火温度は 500℃を超え、引火しないため引火性の情報はない。

3. 有害性情報（発がん性）

カーボンブラックは古くから工業化・使用されている。このカーボンブラック工場従業員のデータより、カーボンブラックへの暴露と肺がんの発生に因果関係は見いだせていない。動物実験(雌ラット)で有害影響が見られたが、その機構及び作用モードにおいてヒトへの関連性が十分でないため、GHS のルールに則り、判断に用いるデータには含めず、分類できないとしている。

4. 注意事項

カーボンブラックは安定した物質であるが、危険性が全くないわけではない。安全にカーボンブラックを取り扱うには SDS 及びカーボンブラック取り扱い安全指針に示された取り扱いを順守する必要がある。

以上